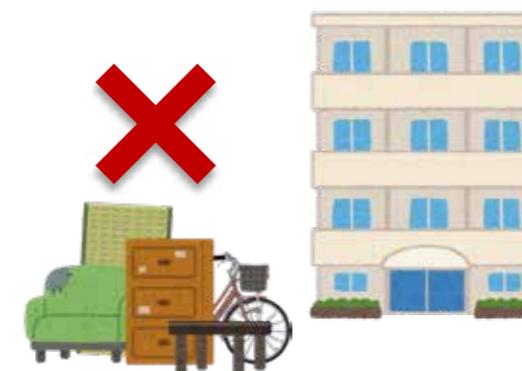




転落事故について(注意喚起)

近年、マンションバルコニー等からの子どもの転落事故が増えています。ベランダや廊下に、台やテーブル、椅子・ソファなどが置かれていますと、それを足掛かりに、小さなお子さまがバルコニーや安全柵を乗り越えて転落してしまうおそれがあります。

皆さまの各住戸、廊下などの共用部分に危険な物が放置されていないか、改めてご確認いただき、安心・安全な住環境づくりにご協力お願いします。



沖縄県住宅供給公社へのお問い合わせについて

受付時間 8:30~17:15 (土日祝日・年末年始は除く)

※那覇本社窓口 8:30~16:00 (土日祝日・年末年始は除く)

令和4年8月より
窓口の時間が変更
になりました！

- 名義の変更や同居者の承認、緊急連絡人(連帯保証人)に関する事項
例：名義人の死亡、離婚、親族を同居させたい、緊急連絡人(連帯保証人)の死亡、転職、住所や電話番号の変更
- 市改良住宅退去、入居者の異動、減免申請、収入申告に関する事項
例：結婚や進学・就職によって団地から転出
- 駐車場に関する事項
例：車庫証明発行、契約・解除手続き、車両を変更した等
- 家賃支払いに関する事項
- 家賃滞納に関する相談・心配事
- 修繕の申込・相談、模様替えに関する事項

入居係 ☎098-917-2206

収入調査係 ☎098-917-2435

駐車場係 ☎098-917-2437

収納係 ☎098-917-2436

専門相談員 ☎098-917-1210

施設整備係 ☎098-917-2438

※修繕の受付について、月曜日および休日の翌日午前9時から10時までの時間帯は、電話が混み合いつながりにくい状態となる場合があります。お急ぎでない方は他の時間帯にお電話いただきますよう、ご協力お願いします。

※営業時間外、土日、祝祭日、年末年始の修繕については、指定修繕業者へご連絡していただくようお願いします。

2023
秋号
第4号

とみぐすくしかいりょうじゅうたく
豊見城市改良住宅だより

[JK] 【発行】沖縄県住宅供給公社 住宅部 住宅管理課
<http://www.ojkk.or.jp> 検索



**収入申告の提出は
お済みですか？**

市改良住宅に引き続き3年以上入居している方は「収入申告」の提出が必要です。「収入申告書」を未提出の方、書類不備の連絡があった方は、早急に提出してください。提出しなかった場合は、世帯収入の状況にかかわらず来年4月からの家賃が近隣の民間賃貸住宅並み（近傍同種家賃）となります。

■ 収入申告に不備《不足書類》がある場合

現在、公社では皆様から提出された収入申告書の審査を行っています。審査の結果、必要書類の不足等があった場合は、順次電話やハガキにてご連絡しております。連絡がありましたら、不足している書類をすみやかに提出してください。

なお、既に提出済みで不備のない方については、世帯収入に応じた家賃が決定されます。

問 収入調査係 ☎ 098-917-2435

長期不在時には、公社へご連絡を！

旅行・出張・入院などの理由で、住宅を15日以上不在とするときは、必ず公社へ「一時不使用届」の提出をお願いします。

「一時不使用届」の届出がないと、こんな困ったことが…

- 近隣の方から「室内で倒れているのではないか？」との通報があった際、安否確認をする場合があります。
- 漏水や火災等の事故があったとき、迅速な対応ができなくなります。

定期配達(新聞・配達弁当など)をご利用の方は、長期不在の際には各事業者へ配達一時停止の連絡を忘れずにお願いします。

詳細は、那覇本社入居係まで
お問い合わせください。

問 入居係 ☎ 098-917-2206

家賃のお支払いは、 便利な口座振替を ご利用ください

あんしん！
自動で引き落とされるので、納め忘れがなく確実です。



- 預金口座振替依頼書は、収納係で用意していますのでお問い合わせください。
- 預金口座振替依頼書をご記入のうえ、金融機関窓口にて直接手続きしてください。

【沖縄県内金融機関での取り扱い】

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、JA沖縄

口座振替ご利用中の方へ

- 残高不足で引き落としができないことがないよう、引き落とし日の前日までに振替口座に入金してください。また、引き落とし状況を確認するために、通帳への記帳を定期的に行うことをお勧めします。
- 家賃等の納入期限は毎月26日です。※土日祝祭日の場合は、翌営業日(平日)が引き落とし日となります。

問 収納係 ☎ 098-917-2436

市改良住宅のルールを守っていますか？

市改良住宅は共同住宅であり、日常生活において約束事やルールがあります。入居者の皆さまがお互いに気持ちよく快適に暮らすために、ご理解・ご協力をお願いします。

【動物飼育・エサやりは禁止です】

動物の鳴き声・ふん尿などの悪臭・毛の散乱などは、他の入居者に対して迷惑をおよぼすことから、犬・猫・鳥などの動物の飼育は禁止しています。特に、アレルギー症状をお持ちの方には命に関わることです。

動物飼育やエサやりを行い、他の入居者に迷惑や危害をおよぼした場合、住宅の明け渡しを求めることがありますので、絶対にやめてください。



【生活音に気をつけましょう】

生活音は上下階や両隣にも響きますので、音には十分注意してください。日常的な音でも生活の違いによって感じ方は異なりますので、特に深夜や早朝は大きな音を出さないよう気をつけてください。



【喫煙マナーを守りましょう】

共用部分やベランダでの喫煙による受動喫煙、洗濯物にたばこのにおいがつく、たばこの煙が窓から入ってくるなど、お困りの声が寄せられています。喫煙される場合は、近隣の方への配慮をお願いします。

共益費の未納はありませんか？

共益費は、市改良住宅の運営のための大変な費用です。共同施設は、共益費によって維持管理されており、入居者全員で負担する義務があります。



- 電気料金:屋内外共用部分の電灯、エレベーター電気代、集会所の電気料金等
- 水道料金:共同水栓、集会所の水道料金、浄化槽の水道料金等
- 衛生掃除費等:ゴミ収集料金、排水管(つまり等)の清掃費等
- 共同施設費:電球の交換費用、植木草花の剪定費等
- その他入居者が当然負担すべき諸費用



●共益費の未納が増えると、外灯が点かなくなったり、エレベーターが使えないなど、入居者全員の生活に影響します。●共益費の滞納は、「迷惑行為」に該当し退去指導となる場合があります。●共益費の未納がある場合、各種手続き(名義変更、駐車場の新規契約、退去時の敷金返付等)が行えません！